

令和6年9月26日

関係教育研究機関の長 殿

熊本大学大学院人文社会科学研究部長
大日方 信春 (公印省略)

教員の公募について (依頼)

このたび、本研究部では下記により教員の公募をいたしますので、貴機関関係各位に周知方よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

記

1. 募集職名・人員 准教授又は講師 1名 (女性限定)
2. 所属 熊本大学大学院人文社会科学研究部 法学分野
3. 研究分野 国際私法
4. 担当業務
 - ① 法学部における教育業務 (「国際私法」「国際取引法」等の授業)
 - ② 大学院社会文化科学教育部における教育業務 (「国際私法演習」等の授業)
 - ③ 教養教育における教育業務
 - ④ 大学院人文社会科学研究部における研究
 - ⑤ 大学の運営に関わる業務 (社会貢献、入試を含む)
5. 採用年月日 令和7年4月1日以降のできるだけ早い時期
6. 応募資格 下記の条件を満たすこと。
 - ① 修士以上の学位又はそれと同等以上の能力を有し、2編以上の論文 (学術的著述を含む) を有すること。
 - ② 本学における教育・研究に熱意を持って取り組めること。
 - ③ 本学の運営等に協調的かつ積極的に参画できること。
7. 提出書類 (各1部)
 - ① 履歴書 (様式あり)
様式に沿って履歴書を作成してください。
なお、男女を問わず、出産、育児、介護に専念 (あるいは従事) した期間について考慮することを希望される場合は付記してください。
 - ② 研究業績一覧 (様式あり: 様式1)
著書、論文、判例評釈、翻訳、学会報告、その他の研究業績の一覧を作成したうえ、主要業績1点に◎印を、これに準ずる業績1点に○印を付してください。
なお、共同研究のものについては、自らの関わり方を明示してください。
 - ③ 研究業績
上記研究業績の現物 (各1部。コピーでも可)。なお、主要業績及びこれに準ずる業績については、それぞれ800字程度の要約を付してください。また、主要業績及びこれに準ずる業績について、第三者から評価されたものがあれば、そのコピーを付してください。
 - ④ 教育経験の概要 (様式あり: 様式2)
教育経験のある方は、教育経験の概要を提出してください。
 - ⑤ 教育研究活動に関する抱負 (様式任意)
採用後の教育研究活動に関する抱負をA4判2枚程度にまとめたものを提出してください。

※ ①、②、④の様式については、熊本大学法学部ウェブサイト (<http://www.law.kumamoto-u.ac.jp/>) からダウンロードしてください。ウェブサイトを参照できない場合は、熊本大学人社・教育系事務課法学系総務担当にご請求ください。

8. 提出方法
- ・簡易書留又は宅配便で一括送付
 - ・封筒等に「大学院人文社会科学研究部 法学分野 教員公募書類 在中」と朱書き
(提出書類は返却しません。)
9. 提出先
- 〒860-8555 熊本市中央区黒髪 2-40-1
熊本大学大学院人文社会科学研究部長 宛
10. 提出期限
- 令和6年11月8日(金) 午後5時までに必着
11. 労働条件等
- 職 務 内 容 : (雇い入れ直後) 准教授又は講師としての業務に従事する
(変更の範囲) 熊本大学の定める業務
- 勤 務 形 態 : 同意に基づく専門業務型裁量労働制
(勤務時間は、職員の裁量に委ねるものとし、1日の勤務時間は7時間
45分とみなす)
- 任期の定め : なし
- 試 用 期 間 : 6 か月
- 勤 務 場 所 : (雇い入れ直後) 熊本大学黒髪キャンパス
(変更の範囲) 熊本大学の定める範囲
- 時間外労働 : 時間外、深夜、休日労働の有無 有
- 賃 金 等 : 国立大学法人熊本大学2号年俸制適用職員給与規則に定めるところによる
- 社 会 保 険 : 文部科学省共済組合、雇用保険及び労災保険に加入
- 雇 用 者 : 国立大学法人熊本大学
12. 問合せ先
- 熊本大学 人社・教育系事務課 法学系総務担当
TEL : 096-342-2316
FAX : 096-342-2310
e-mail : jsj-somu@jimu.kumamoto-u.ac.jp
14. その他
- ① 選考過程で面接を実施することがあります。
 - ② 応募書類に記載された個人情報、当該選考のみに使用し、他の目的には一切使用しません。
 - ③ 熊本大学はダイバーシティを推進しています。(詳細は、ウェブサイトをご覧ください。<http://diversity.kumamoto-u.ac.jp/activities/>)
なお、業績の評価に関しては、育児休業、介護休業及び産前産後休暇を取得した期間を考慮します。
 - ④ 本公募は、「男女雇用機会均等法」第8条(女性労働者に係る措置に関する特例)の規定により、女性教員の割合が相当程度少ない現状を積極的に改善するための措置として女性に限定した公募を行うものです。
 - ⑤ 女性限定公募期間において、応募がない場合又は選考の結果、候補者なしとなった場合は、一般公募に切り替えます。
 - ⑥ 選考結果については、本人に通知します。